

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日の翌日
が休息日、
当日は、
その日)

目 次

- ◇訓 令 鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定
生活保護法による指定医療機関の廃止
保険医療機関の指定
国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの
飼料の試験の結果の概要
土地改良事業の認可
入会林野整備計画の適否の決定
保安林の指定の解除予定
廃川敷地の生成
- ◇公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

訓 令

鳥取県訓令第五号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十一年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程（昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（専門委員会）

第十三条の二 総括委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、職員のうちから会長が指名する。

第十四条中「前二条」を「前三条」に改める。

第十五条第三項中「前三条」を「第十二条、第十三条及び前条」に改める。

別表第二中 西部県税事務所

を 東部県税事務所

に、「日野地方農林振興局

」を

「日野地方農林振興局
農業試験場
畜産試験場

」に改める。

附 則

この訓令は、昭和六十一年七月十五日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
魚谷眼科医院	米子市上後藤一〇九一	昭和六十一年六月五日
佐野薬局	米子市上後藤一〇一五	昭和六十一年六月十一日
イッシン薬局	米子市富士見町二丁目二二七	昭和六十一年六月二十六日

鳥取県告示第六百二十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西尾歯科	鳥取市富安二丁目五十二	昭和六十一年六月二十一日

鳥取県告示第六百二十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十九号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
高整形外科医院	鳥取市吉成七七九一三八	昭和六十一年六月二十九日
大石小児科	倉吉市西仲町二六四七	昭和六十一年六月三十日
若桜柿坂医院	八頭郡若桜町大字若桜二九六一	昭和六十一年六月二十二日

中村 歯科医院	米子市加茂町二丁目一五二	昭和六十一年六月二十三日
ながせ 歯科医院	境港市湊町一五〇	昭和六十一年六月二十一日

鳥取県告示第六百二十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
岡 田 稔	鳥国医第三、四〇八号	昭和六十一年五月十五日
中 山 睦 美	鳥国医第三、四〇九号	〃
西 嶋 和 美	鳥国薬第六〇三号	昭和六十一年五月十二日
木 村 明 子	鳥国薬第六〇四号	昭和六十一年五月二十七日
湊 朋 子	鳥国薬第六〇五号	〃

石 谷 寿 康
鳥国薬第五九一号
昭和六十一年一月十三日

鳥取県告示第六百二十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和六十一年六月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和六十一年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

注 1 飼料の名称の欄中「●」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第六百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業(土地改良総合整備事業(一般)山川木地区区画整理)を昭和六十一年七月十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百二十七号

岩美郡岩美町大字高山五一一高山広岡入会林野整備組合組合長田中佐太郎から申請のあつた高山広岡入会林野整備計画については、昭和六十一年七月一日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

高山広岡入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年七月十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び岩美町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六百二十八号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字大木屋字仲間山三四七・大字上中谷字笹畑東山二の

二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第六百二十九号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県郡家土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十一年七月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

千代川水系に係る一級河川大智谷川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十一年七月十五日

三 廃川敷地の位置

八頭郡河原町大字佐貫字古川八八二―一三地先から同大字馬場川六八五―四地先まで

四 廃川敷地の種類及び新量

土地 一、四三六・四〇五平方メートル

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和61年7月15日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

2 開催の日時及び場所

種別	区分		場 所	受 講 対 象 者
	日	時		
初 心 者	昭和61年8月19日	午前10時30分から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 地階第1会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各警 察署の管内に居住す る者
		午後4時30分まで		

講 習	昭和61年9月26日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口及 び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
	昭和61年8月7日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口及 び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
經 験 者	昭和61年8月27日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎 地階第1会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭及び浜村の各警 察署の管内に居住す る者
	昭和61年9月8日 午後1時30分から 午後4時00分まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署 会議室	倉吉及び八橋の各警 察署の管内に居住す る者
講 習	昭和61年9月12日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市樺町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	米子、境港、溝口及 び黒坂の各警察署の 管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して3年を経過している者

4 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 3,000円

イ 経験者講習 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 携行品

筆記用具（メモ、ボールペン、万年筆等）

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】